大山町賃借料情報

農地法の改正により、標準小作料制度は廃止され、賃借料として情報提供を行うことになりました。
平成31年1月から令和1年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
大山地区	4，173円	10，000円	1，555円	212筆	156筆
名和地区	7，300円	13，842円	2，105円	132筆	89筆
中山地区	7，726円	50，000円	1，000円	140筆	179筆
大山町全体	6，049円	―――	―――	484筆	424筆

【畑の部】

地区	平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
大山地区	4，223円	9，277円	1，000円	32筆	25筆
名和地区	7，000円	13，745円	4，000円	76筆	50筆
中山地区	6，378円	50，000円	952円	52筆	56筆
大山町全体	6，243円	―――	―――	160筆	131筆

※データ数は集計に用いた筆数です。
※賃借料(平均金額・最高額・最低額)の金額は、10a当たりの年額です。
※賃借料を物納支給(水稲)としている場合、玄米30kg当たり6，550円に換算しています。
※備考欄の掲載内容：平成31年1月から令和1年12月までに締結(公告)された使用貸借です。